

11 西箕輪ふるさと景観住民協定

（目的）

第1条 この協定は、西箕輪地区の景観形成に必要な事項を定めることにより、木々の緑と豊かな農地に恵まれた景観を保全し、安全で健全な生活環境を維持創出していくことを目的とします。

（名称）

第2条 この協定の名称は、西箕輪ふるさと景観住民協定とします。

（協定区域）

第3条 この協定の対象区域（以下「協定区域」といいます。）は、別図「西箕輪ふるさと景観住民協定区域図」に示すとおりとします。

（協定の締結）

第4条 この協定は、協定区域内の土地及び建物の所有者並びに賃借人等（以下「土地所有者等」といいます。）の3分の2以上の合意により締結します（以下、協定を締結した者を「協定者」といいます。）。

（景観形成基準）

第5条 この協定の目的を達成するため、別に景観形成基準を定め、協定者は、相互に連携協力して遵守します。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年とします。

2 この協定の有効期間満了前に協定者の過半数に廃止の意思がないときは、さらに5年間延長し、以後も同様とします。

（協定の変更、廃止）

第7条 この協定を変更する場合は、協定者の3分の2以上の合意をもって成立するものとします。

2 この協定を廃止する場合は、協定者の過半数の合意がなければならないものとします。

（協定者会）

第8条 この協定の運営を行うため、協定者全員により「西箕輪ふるさと景観住民協定者会」（以下、「協定者会」といいます。）を組織します。

2 協定者会に、協定者の互選により選出された55名以内の代議員を置き、協定の運営に関する事項を処理するものとします。

（協定者会の役員）

第9条 協定者会に、次の役員をおきます。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会計 2名
- (5) 監事 2名
- (6) 運営委員 15名以内

2 会長及び副会長は、代議員の中から互選で選出します。

3 事務局長及び会計は、代議員の中から会長が指名します。

4 監事は、協定者の中から会長が指名します。

5 運営委員は、代議員の中から互選で選出します。

（役員の任務）

第10条 会長は、協定者会を総括し、協定の適正な運用を行います。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときは、その職務を代行します。

3 事務局長は、協定者会の庶務を行います。

4 会計は、協定者会の会計を処理し、監事は、会計を監査します。

(任期)

- 第 11 条 役員及び代議員の任期は、2 年とします。ただし、任期中事故その他の理由により欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の任期の残任期間とします。
- 2 役員及び代議員は、再任されることができます。

(会議)

- 第 12 条 協定者会の会議は、代議員会及び運営委員会（以下「委員会」といいます。）とします。
- 2 会議は、会長が招集し、会長が議長となります。
- 3 代議員会は、役員及び代議員で組織し、代議員の過半数の出席又は委任状の提出によって成立し、議案は出席者の過半数をもって成立します。
- 4 委員会は、監事を除く役員で組織し、運営委員の過半数の出席によって成立します。

(事前協議等)

- 第 13 条 第 5 条の規定に基づく景観形成基準で定める事前協議及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、委員会で協議することとします。

(協定への参加)

- 第 14 条 この協定に賛同する土地所有者等は、協定者会に対してその意思を表示することにより、協定に参加することができます。
- 2 協定者会は、現に協定者以外の土地所有者等に対して、協定に加入するように求めています。

(事業年度及び会計)

- 第 15 条 協定者会の事業年度は、1 月 1 日から 12 月 31 日までとします。
- 2 協定者会の経費は、協定者からの負担金及びその他の収入をもって充てることとします。

(適用除外)

- 第 16 条 この協定の締結の際、すでに建築済み又は建築中の建築物及び設置済み又は設置中の屋外広告物でこの協定に適合しないものには、この協定は適用しません。ただし、この協定の認可後にできるだけ速やかに、協定に適合させるようにします。

(協定事項の適用)

- 第 17 条 中条ふるさとづくり協定（以下「中条協定」といいます。）の協定区域内においては、第 5 条の景観形成基準に加えて、中条協定第 5 条の協定事項を適用します。

附 則

この協定は、平成 17 年 3 月 15 日に締結し、同日から守っていきます。

景観形成基準

(土地利用)

- 第 1 条 屋外に廃材などの、地域の良好な景観に影響を与えるような物品は放置しないようにします。
- 第 2 条 豊かな農地に囲まれた景観を維持するために、農地を荒廃させないようにします。
- 第 3 条 貴重な動植物の生息地や多様な動植物の生息地は、積極的に保全します。

(建築物)

- 第 4 条 建築物の高さは、13m 以下にします。
- 第 5 条 建築物の屋根及び外壁は、周囲の景観に調和したものとし、彩度が 7 以下の色を使用するようにします。

(屋外広告物)

第6条 次に掲げる屋外広告物以外は、設置しません。

- (1) 自己の氏名、事業又は営業に関し、自己の住居、事務所、営業所等に表示するもので、表示面積の合計が10㎡以下のもの
- (2) 国又は地方公共団体が表示し、又は設置するもので、公益上必要と認められるもの
- (3) 事業所や施設等への案内を目的としたもので、次の要件すべてを満たすもの
 - ア 表示面の地盤面からの高さが3.5mまでのもの
 - イ 表示面積の合計が4㎡未満のもの
 - ウ 色は、白色、銀色、青系色、茶系色の組み合わせ及び木の地肌のもの
 - エ 支柱の色は、黒、白、グレー系、こげ茶系のもの
- (4) 一時的又は仮設的なもの

第7条 屋外広告物を設置する場合は、交通に支障がなく、かつ、道路から1m以上かつ交差点から10m以上離すようにします。

第8条 屋外広告物の色は、けばけばしいものを避け、彩度が8以下の色を使用するようにします。

(事前協議)

第9条 第4条及び第5条の内容に適合しない建築物を新築し、改築し、若しくは増築しようとする場合又は第6条から前条までの内容に適合しない屋外広告物を表示し、設置し、若しくは改造しようとする場合は、事前に運営委員会(以下「委員会」といいます。)と協議することとします。

- 2 前項の規定による協議の結果、委員会の承認を得た建築物又は屋外広告物については、これを建築又は設置することができます。

(自動販売機)

第10条 自動販売機の設置は、原則として自己の営業用敷地内とし、次の条件をすべて満たすものとします。

- (1) 青少年の健全育成に影響のないもの
- (2) 交通安全上及び景観上支障のない場所に設置するもの
- (3) 空き缶等の管理が適正に行われるもの

(緑化等)

第11条 住居、事務所、営業所などの敷地内は、できるだけ花や樹木を植栽し、潤いのある景観を創出するように努めます。

(交通)

第12条 道路上に張り出した樹木の枝は、交通の支障にならないように、道路上4m以下は切り取るようにします。

第13条 道路上に、交通の流れを妨げるような物品、車両等を置かないようにします。

(ごみ)

第14条 建物の敷地、山林、田畑等に空き缶、空きビン、ごみなどの不法投棄をしないようにします。

(廃棄物処理施設・風俗営業施設等)

第15条 産業廃棄物処理施設及び一般廃棄物処理施設等、地域の景観と環境に重大な影響を与える施設を建設する場合は、建設計画の概要を決める前に委員会と協議することとします。